

第9回 長野市政務活動費検討委員会 会議録

1 日時 令和8年5月8日（金曜日） 午後1時00分～午後3時00分

2 場所 応接1

3 出席委員（6名）

委員長 鈴木 洋 一 議員

副委員長 金 沢 敦 志 議員

委員 西 沢 利 一 議員

委員 堀 内 伸 悟 議員

委員 滝 沢 真 一 議員

委員 内 藤 武 道 議員

4 欠席委員（なし）

5 オブザーバー参加議員（なし）

6 協議事項

(1) 政務活動費運用指針の見直し検討について

- ・「研修研究費」、「調査旅費」及び「広報・広聴費」の旅費のうち、自家用車を利用した場合の走行距離算定方法について、昨年の旅費支給条例の改正により「走行距離に1km未満の端数が生じたときは、その端数を切り捨てる。」と規定されたことから、運用指針においても明記することに決定した。
- ・「広報・広聴費」のその他におけるホームページ関連費用について、一人会派の取扱いについて議論したところ、「一人会派のホームページ関連費用については、政務活動の広報活動とともに、個人の宣伝活動も含まれることから、按分規定を設けて支出できるようにしては。」との意見が出されたが、限られた紙面で行う広報紙と異なり、ホームページの内容は広範囲にわたり、個人の宣伝活動と政務活動の按分判定が困難であるとの意見でまとまったことから、一人会派のホームページ関連費用については、会派に所属する議員個人と同様に支出を認めないことに決定した。
- ・「資料作成費」の事務機器購入費について、事務局からは、事務機器購入費が税込みで3万円を超えないものとし、会派が解散又は議員が退職した場合は、議会事務局へ預けることとする案が示されたが、協議の結果、次のとおり決定した。
 - ①購入した事務機器を最終的に全て議会事務局へ預けることとすると管理が煩雑となることから、議会事務局へ預けることをしない。
 - ②一人会派も会派として全額支出できる。
 - ③会派に所属する議員個人は2分の1以内で按分して支出する。
 - ④事務機器購入費の上限額は、税込みで1万円を超えないものとする。
- ・「資料作成費」のリース料におけるリースパソコンの取扱いについて、一人会派も政務活動として利用する場合は、全額支出できることとし、会派に所属する議員個人が個人利用する場合を想定して、2分の1以内で按分して支出することと決定した。
- ・「資料作成費」のその他のソフトウェアの取扱いについて、一人会派も政務活動費として全額支出できる取扱いとし、個人で契約して政務活動として利用する場合もあ

ることから、会派でも議員個人でも政務活動で利用する場合は、政務活動費として全額支出できることに決定した。

- (2) その他
特になし

以上